

掲載内容

第1章 前提条件の変動への対応
—補充事項—

【概説】

(遺産の得喪・変動)

- 建物を取り壊して新築する可能性がある場合
- 不動産の売却・収用により代替資産を取得する可能性がある場合
- 社債・投資信託・定期預金の満期・乗換がある場合
- 将来、遺言者が成年被後見人になり、後見制度支援信託が開始されて、預金等が解約・売却される可能性を考える場合
- 親の遺産で遺産分割未了の財産がある場合
- 係争中の訴訟に係る権利・義務を相続させる場合
- 他人名義のものであるが、本当は自分の財産であるため特定人に相続・遺贈する場合
- 他人の物の遺贈を希望する場合
- 自分名義であるが、本当は自分の財産ではないものがある場合
- 価額の変動があるものについて、相続時の価額により、取得額・割合を変動させたい場合
- 相続時までに特定の財産(不動産等)を取得していたか否かにより、他の不動産等の相続人を変える場合
- 死亡退職金が支給される場合

(相続人の変動)

- 主位的な相続人が死亡した場合に、他の者に相続させる場合
- 特定の相続人の関係者であるが、不特定(未懐妊)の相手に対して相続・遺贈したい場合
- 婚外子を認知する場合
- 胎児が出生した場合・胎児が死産であることを想定する場合
- 長年行方不明の推定相続人がいる場合
- 事情が変わって相続させるのに適切、又は不適となることを想定する場合
- 受遺者が推定相続人になる場合
- 推定相続人を廃除する場合
- 停止条件付きで廃除する場合
- 廃除を取り消す場合
- 相続欠格を宥恕する場合

第2章 特殊な希望の実現等
—付言事項等—

【概説】

(希望実現のための特殊な手法)

- 遺言信託の場合(不動産収入を相続人に給付する場合)
- 遺言代用信託の場合
- 後継ぎ遺贈型信託の場合
- 財団を設立する場合

(遺留分についての配慮と対策)

- 遺留分に見合う相続をさせたい場合
- 遺留分に対処するため生命保険を活用したい場合
- 遺留分侵害請求に対する負担の順序を定める場合
- 相続人に障害者等がいる場合などで、当該相続人の今後の生活に配慮したいが、そうすると他の相続人の遺留分を侵害してしまう場合
- 配偶者に自宅での居住を保障したいが、自宅以外に財産がなく、他の相続人に相続させる財産がない場合
- 遺留分に係る金銭債務の支払方法を指定する場合
- 不動産を承継させる者に、遺留分に係る金銭債務の心配をさせたくない場合
- 他の親族の相続の際に多くの遺産を相続している(又はする予定である)ので、自分の相続では相続させる必要がないと思う場合
- 遺留分侵害額請求の自粛を求める場合

(趣味・愛玩具・ペット)

- ペットの世話を託したい場合
- ペットと同じ墓に入りたい場合
- 自分の死後もペットの墓の世話をしたい場合
- 愛蔵品・思い入れのある品についての使用や保管を求める場合
- 収集品を同趣旨の団体に寄付したい場合

(親族・家族の介護・養育)

- 家族への介護等を求める場合
- 障害がある子の面倒を他の子に見てもらいたい場合
- 軽度知的障害のある子に遺産を相続させるが、本人が財産管理できるか不安があるので、対策をとりたい場合
- シン글ルマザー・ファーザーで、未成年の子の監護・養育、財産管理に問題がないようにしたい場合
- 特定の人物に(遺贈はしないが)死ぬまでその家での居住を保証したい場合
- 未成年者への遺贈財産を親権者に管理させたくない場合

(事業の承継)

- 会社や事業を承継させたい場合
- 会社や事業を後継者に承継させたいが、他の相続人の遺留分を侵害することになる場合
- 会社の次の後の後継者についての考えを伝えたい場合

- (外国関係)
- 外国人の遺言の場合(韓国、中国、米国、その他の国)
 - 海外資産についての遺言の場合

(その他の希望)

- 不動産か又は現金かどちらかを、受遺者の希望によって、相続(遺贈)させたい場合
- 特別受益の持戻しを免除する場合
- 不動産を売らないでほしいという希望がある場合
- 先祖から受け継いだ不動産を子から孫へと順番に相続させたい場合
- 家訓を受け継ぐように指示する場合
- 遺言を作成するに至った趣旨等を説明する場合
- 特定の団体又は法人に不動産を遺贈する場合
- 身寄りがないので、遺体の引取り、葬儀、家財の処分などで周囲の人や遠い親戚に迷惑をかけたくない場合
- 死因贈与を撤回する場合
- 受遺者の選定を遺言執行者に委託する場合
- 特定人(弁護士)に遺贈し、同人の選択した相手方に寄付させる場合

第3章 祭祀承継等

【概説】

- 祭祀承継者の指定をする場合
- 祭祀承継財産について個々に承継者を定める場合
- 祭祀の方法を定める場合
- 自分の法要について定める場合
- 一定期間経過後、墓じまいをするかどうか判断を委ねる場合
- 特定の相続人を先祖代々の墓に入れたくない場合
- 先祖代々の墓に入りたくない場合
- 特定の人(例えば傍系の親族)も墓に入りたい場合
- 墓の世話をしてくれる人がいない、祭祀承継者がいない場合
- 葬儀や告別式を行わない希望がある場合
- 自分の信仰する宗教・宗派での葬儀を行ってもらいたい場合
- 散骨・樹木葬を希望する場合
- 身寄りがないため、お寺に永代供養してもらいたい場合
- 身体の献体を希望する場合
- 身体の臓器移植への提供を希望する場合
- 相続人同士の仲が悪いので葬儀等でのトラブルが心配な場合

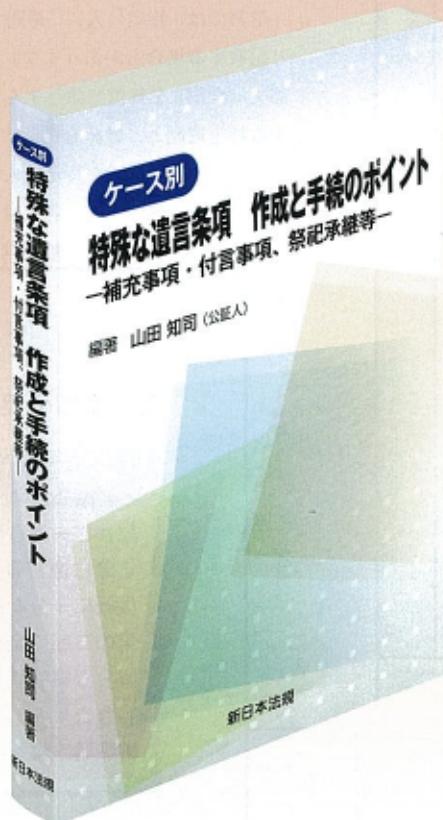
内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

ケース別 特殊な遺言条項

作成と手続のポイント

—補充事項・付言事項、祭祀承継等—

編著 山田 知司(公証人)

A5判・総頁384頁
本体価格4,300円+税
送料実費WEBサイト
<https://www.sn-hoki.co.jp/>(電子版)
本体価格3,900円+税

総合法令情報企業として社会に貢献

0120-089-339

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp
 公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信
多様な希望に
対応するために!

- ◆ 遺言書作成後の状況の変化や遺言者の特別な想い、祭祀承継の様々な希望に対応できる条項例を多数掲載しています。
- ◆ ケースごとに遺言条項の【作成例】と留意すべき【視点】を示し、【解説】で遺言者の意図を反映させるためのポイントを、【手続】で事前・事後の手続等を説明しています。
- ◆ 遺言書作成の経験が豊富な公証人が執筆しています。

内容見本

(A5判縮小)

19 受遺者が推定相続人になる場合

ケース

遺言者には配偶者も子もなく、親も亡くなっている相続人は姉の乙山花子だけですが、花子も老齢なので、遺産を甥の乙山次郎に託したいと思います。乙山次郎は相続人ではないので、遺産を遺贈することになりますが、姉の花子が遺言者より先に亡くなった場合、甥の次郎が相続人になりますので、そのときに相続人として相続させる工夫ができるでしょうか。

作成例

第〇条 遺言者は、遺言者の甥乙山次郎（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生、住所：〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号）に遺言者の財産全部を遺贈する。
第〇条 遺言者の相続開始時において、本遺言の受遺者が相続人であるときは、前条までの「遺贈する」を「相続させる」と読み替える。
第〇条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、前記乙山次郎を指定する。

視点

① 遺贈と「相続させる」遺言は効果が違います。効果の違いを認識

始時に相続人となっていたときは、相続させる遺言とする工夫がされています。

参考判例

○特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」趣旨の遺言は、遺言書の記載から、その趣旨が遺贈であることが明らかであるか又は遺贈と解すべき特段の事情のない限り、当該遺産を当該相続人をして単独で相続させる遺産分割の方法が指定されたものと解すべきである。特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」趣旨の遺言があった場合には、当該遺言において相続による承継を当該相続人の意思表示にからせたなどの特段の事情のない限り、何らの行為を要せずして、当該遺産は、被相続人の死亡時に直ちに相続により承継される。

（最判平3・4・19民集45・4・477）

○「相続させる」趣旨の遺言による不動産の権利の取得は、登記なくして第三者に対抗することができる。

（最判平14・6・10判時1791・59）

しましょう。ただし、平成30年の民法（相続法）改正により、遺贈と「相続させる」の違いは小さくなっています。

- ② 遺贈の場合は、遺言執行者を指定しておくことが重要となります。
- ③ 遺贈を「相続させる」に読み替える条項を置くことで、相続人となっていた場合には相続させることができます。

解説

1 遺贈と「相続させる」遺言

遺言では、特定の人に「遺贈する」と記載する場合と「相続させる」と記載する場合とがあります。遺贈とは、遺言により遺言者の財産（一部又は全部）を無償で譲与することをいい（民964）、特定の財産を譲与する特定遺贈と、財産を包括的に譲与する包括遺贈があります。これに対し、特定の遺産を特定の人に「相続させる」遺言は、原則として、遺産分割の方法の指定（特定財産承継遺言）であり、何らの行為を要せずして、当該遺産は、被相続人の死亡時に直ちに相続により承継され

36 遺留分侵害額請求の自肅を求める場合

ケース

遺言者には、二人の子がいますが、長男一郎は亡夫から相当多額の遺産を相続していますし、家を建てる際に遺言者から2,000万円の援助を受けています。一郎には既に十分な遺産を分けていますので、遺言者の遺産は、二男の二郎に全部相続させたいと思います。しかし、一郎が遺留分侵害額請求権行使すると、二郎が困ることになるかもしれません。そうならないように、遺言で、一郎が遺留分侵害額請求権行使しないようにすることはできませんか。

作成例

【付言】

この遺言で二郎に全部相続させることにしたのは、家業を引き継いだ一郎には、お父さんの相続の時に大半を相続したこと、一郎が平成29年1月に家を建てる時に、私から〇〇銀行の預金口座から住宅資金として2,000万円を援助したことにより、私たち夫婦の財産を十分渡しているからです（このときの通帳の写しを添付しておきます）。一

ももらわぬ、一郎のた
は、二郎にも、私たち
たいと考えています。
は、私たちの思いを十
留分侵害額請求権を行

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番地
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
仙台支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

参考書式

○ペット信託契約書

信託契約書

第1条（契約の趣旨）

委託者甲野花子は、受託者甲野一郎に対し、次条記載の信託の目的達成のため、第3条記載の財産を信託財産として管理処分することを信託し、甲野一郎はこれを引き受けた。

第2条（信託の目的）

この信託は、次条記載の財産を信託財産として管理及び処分を行い、甲野花子が飼育する子犬甲の飼育費用等を保全するとともに、子犬甲が終生適切な環境で飼育されるよう、愛情をもって子犬甲の飼育をする者に対し、その飼育等の費用として必要な資金を給付することを目的として信託するものである。

第3条（信託財産）

1 この信託の信託財産は、金〇〇万円とする。

2 委託者は、受託者に通知して金銭を追加信託することができる。

第4条（信託期間）

こ

る。

①

②

第5条
1 本

2 委
い。
第6条
本

74 自分の信仰する宗派での葬儀を行ってもらいたい場合

ケース

遺言者は、自分の死後、自分自身が信仰する宗教・宗派での葬儀を執り行ってほしいと願っています。この点、遺言にはどのように記載すればよいでしょうか。

作成例1

付言としての例

【付言】

遺言者の葬儀は、遺言者の信仰する〇〇宗の儀礼、方式にのつて執り行ってください。

遺言者の遺骨は、〇〇宗が〇〇市において設営する〇〇納骨堂に納骨してください。

作成例2

負担付遺贈としての例

第〇条 遺言者は、遺言者の有する下記預金債権を、〇〇〇〇（平成〇〇年〇〇月〇〇日生）に遺贈する。

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

（2020.1)51001031
この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。